

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 対象施設

(1) 名称

坂出緩衝緑地（番の州球場を除く。以下「緩衝緑地」という。）

(2) 所在地

坂出市番の州公園、西大浜北、築港町及び久米町

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に緩衝緑地の運営を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (7) 文書の保存及び管理を適切に行うこと。

3 業務の内容

- (1) 緩衝緑地の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 緩衝緑地の施設等の運営に関する業務
- (3) その他緩衝緑地の管理運営に必要な業務

4 指定予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

令和3年9月10日（金曜日）から同月21日（火曜日）まで（持参の場合には、香川県の休日を含め定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和3年9月21日（火曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県交流推進部交流推進課（県庁東館5階） 交流施設活性化グループ

電話番号087-832-3359

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、令和3年7月20日(火曜日)から同年9月21日(火曜日)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、6の(3)の場所宛てに令和3年9月13日(月曜日)午後5時必着で、表に「坂出緩衝緑地指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(定形外角型2号A4判用封筒であって、宛先を明記し、切手390円分をはり付けたもの)を同封の上、請求すること。

また、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/shitei/>)からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

令和3年8月5日(木曜日) 午後2時から

坂出市番の州公園5番地 坂出緩衝緑地管理事務所 会議室

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会による一次評価(書類)及び二次評価(プレゼンテーション)を実施した上で、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。